いじめの防止等のための基本方針

平成 26 年 7 月 1 日

静岡県立清流館高等学校

（平成 31 年３月　改定）

（令和６年８月　改定）

（令和８年４月　改定）

目　　次

はじめに　……1

第１章　基本的な事項　……1

第２章　組織の設置
　１　名称　……2
　２　構成員　……2
　３　役割　……2

第３章　いじめの防止
　１　未然防止に向けて　……3

第４章　いじめの早期発見
　１　早期発見のための措置　……4
　２　実態把握にむけて　……4
　３　年間計画　……4

第５章　いじめに対する措置
　１　いじめ対応のフローチャート……5
　２　いじめ対策委員会　……6
　３　県教育委員会への報告　……6
　４　解決に向けた支援・指導・助言　……6
　５　関係機関との連携　……6

第６章　重大事態への対処
　１　重大事態のケース　……7
　２　重大事態についての調査　……7
　３　情報の提供　……7
　４　広報対応　……7

第７章　困ったときの相談窓口一覧……8

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題です。

本校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針を策定します。

第１章　基本的な事項

いじめとは、**一定の人的関係にある**他の生徒等による**心理的または物理的に影響を与える行為**で、**心身の苦痛を感じているもの**を指します。

例・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団から無視される
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであり、図１に示しているとおり、対象生徒(被害者)、関係生徒(加害者)だけでなく、時に観衆や傍観者の行動がいじめ行為に対して促進作用として働いていることもあります。このことから、いじめの防止および早期発見・早期対応には、家庭、地域、学校が連携するだけでなく、生徒一人一人の自尊心を育み、いじめ行為に対して決して許されるものではないという考え方を涵養することが重要です。

本校ではそのために、啓発に向けた講義や定期的なアンケートや教育相談の実施など、生徒がいじめ行為に対して厳しい目を持ち、その存在を訴えやすい体制を整備します。また、発見した場合は直ちに組織的に対応し、早期解決を図ります。なお、学校だけでは対応しきれない場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係専門機関と連携して取り組みます。

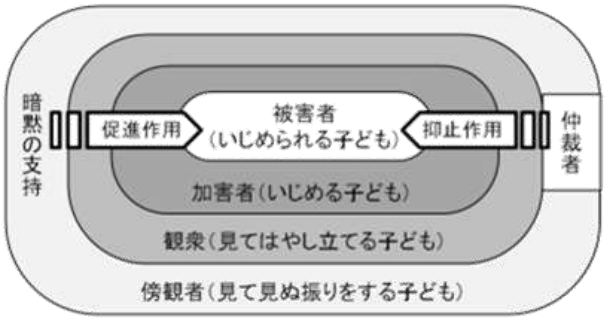


図１　いじめの構造イメージ

焼津市いじめ防止等のための基本的な方針(令和６年 11 月改訂)より

第２章　組織の設置

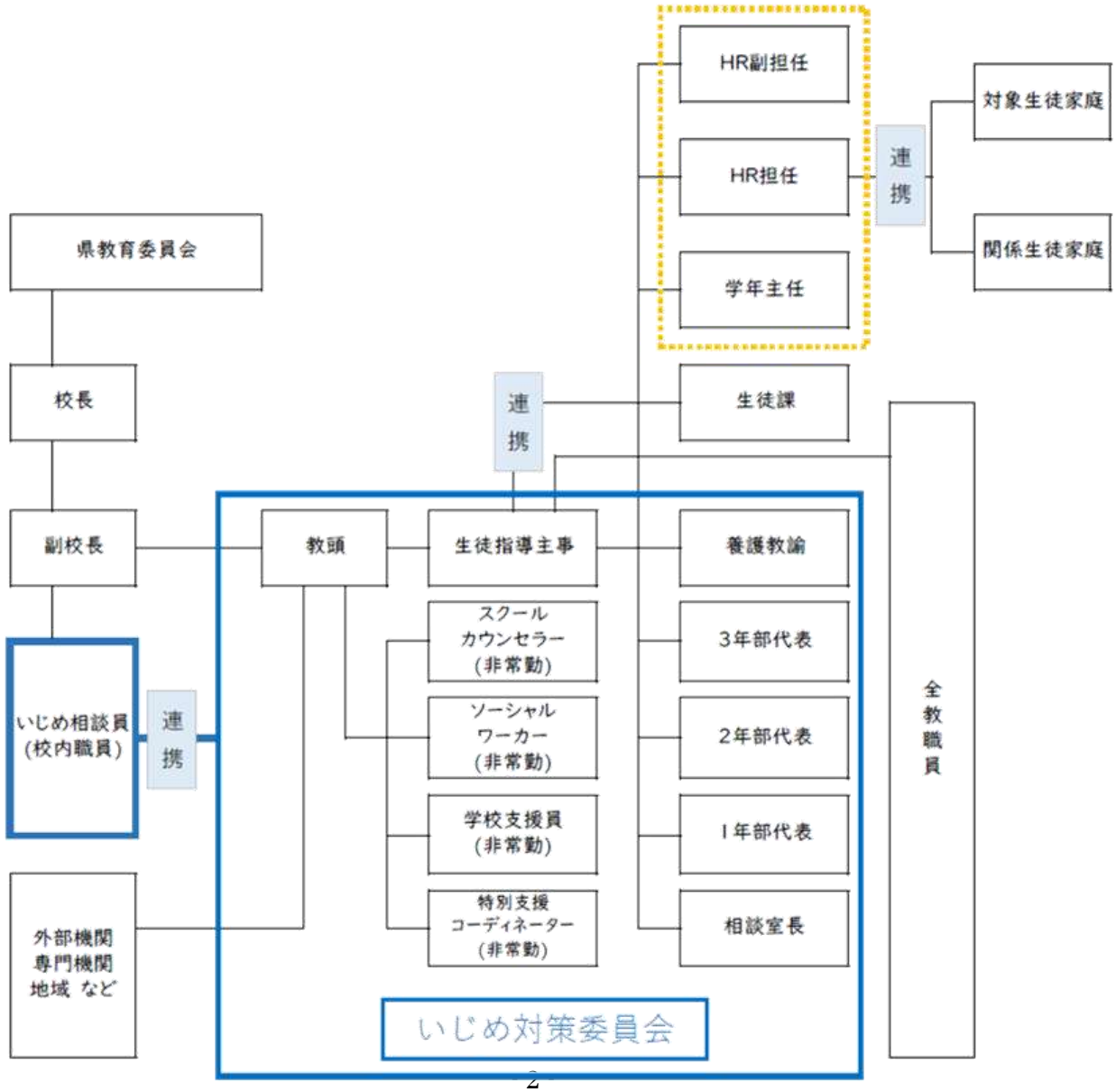
１　**名称**　　清流館高校いじめ対策委員会

２　**構成員**

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教育相談室長、養護教諭、
各学年の代表教員。また、スクールカウンセラー（臨床心理士、以下 SC）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士、以下 SSW）、スクールロイヤーなどを含め、状況に応じて柔軟に対応します。

３　**役割**

(1) 未然防止にむけた啓発
(2) いじめへの早期発見と適切な早期対応
(3) 教職員の研修の実施
(4) 年間計画の策定と進捗管理
(5) 取組の検証と改善
(6) いじめ防止等基本方針の見直し
(7) 家庭・地域・関係機関との連携　　など



第３章　いじめの防止

１　未然防止にむけて

○基本方針

・いじめ防止基本方針を、生徒指導の全体計画の中に適切に位置付けます。
・全ての生徒にとって安全に生活ができる学校づくりに努めます。
・全ての生徒が安心して活躍し、互いにその努力を認め合える校内空間を形成します。
・全ての生徒が積極的に社会に触れ、健全な社会性等を涵養できる機会を作ります。
・基本方針を学校ホームページで公開し、保護者や地域から理解を得られるよう努めます。

○具体的な対策

ア 教職員の資質向上

・研修を計画的に実施し、教職員の資質向上を図る

イ 外部人材への協力依頼

・教育委員会や有識者、SC やSSW 等の専門家、相談室長、スクールサポーター（警察官経験者）等、外部の専門機関と連携。

ウ 調査研究の推進

・いじめ防止対策の実施状況についての調査・検証を推進、改善

エ 啓発活動

・いじめが心身に及ぼす影響、未然防止することの重要性、相談制度や救済制度について必要な啓発活動を行う。
・専門家を講師として招き啓発講座の開催。

オ 自己有用感の育成

・全ての生徒が認められていると実感し、安心して活躍できる場が与えられるよう、組織的、意図的な働きかけに努める。

キ 仲間との関係性構築に向けて

・全ての生徒が自他の存在を等しく認め、互いに尊重し合える土壌を形成します。

ク 社会性の涵養(生徒が主体的にいじめ防止に向き合う)

・生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通うコミュニケーション能力を養う。
・生徒自身が主体的にいじめについて考え、相互に人権を軽んじない姿勢を大切にできるよう、生徒主体の活動をすすめる。

第４章　いじめの早期発見

１　早期発見のための措置

定期的なアンケートや面接を実施し、生徒の小さな変化やサインを逃さず、積極的にいじめを認知し重大化の防止、早期支援の開始につなげます。

２　実態把握にむけて

(1) 観察
授業の様子、休み時間、ＨＲ日誌の確認　等

(2) アンケート調査
全校生徒を対象にアンケートを実施（年間３回）

(3) 定期的な面談
ＨＲ担任をはじめとする教員による個人面談や三者面談を実施

(4) 相談体制の整備
スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家に相談できる体制を整備

(5) 保護者、地域との連携
中学校からの情報の活用。また、校内における良好な人間関係を構築するために、相談しやすく協力を得やすい環境づくり。さらに、地域における人材の活用や地域活動への参加。

３　年間計画

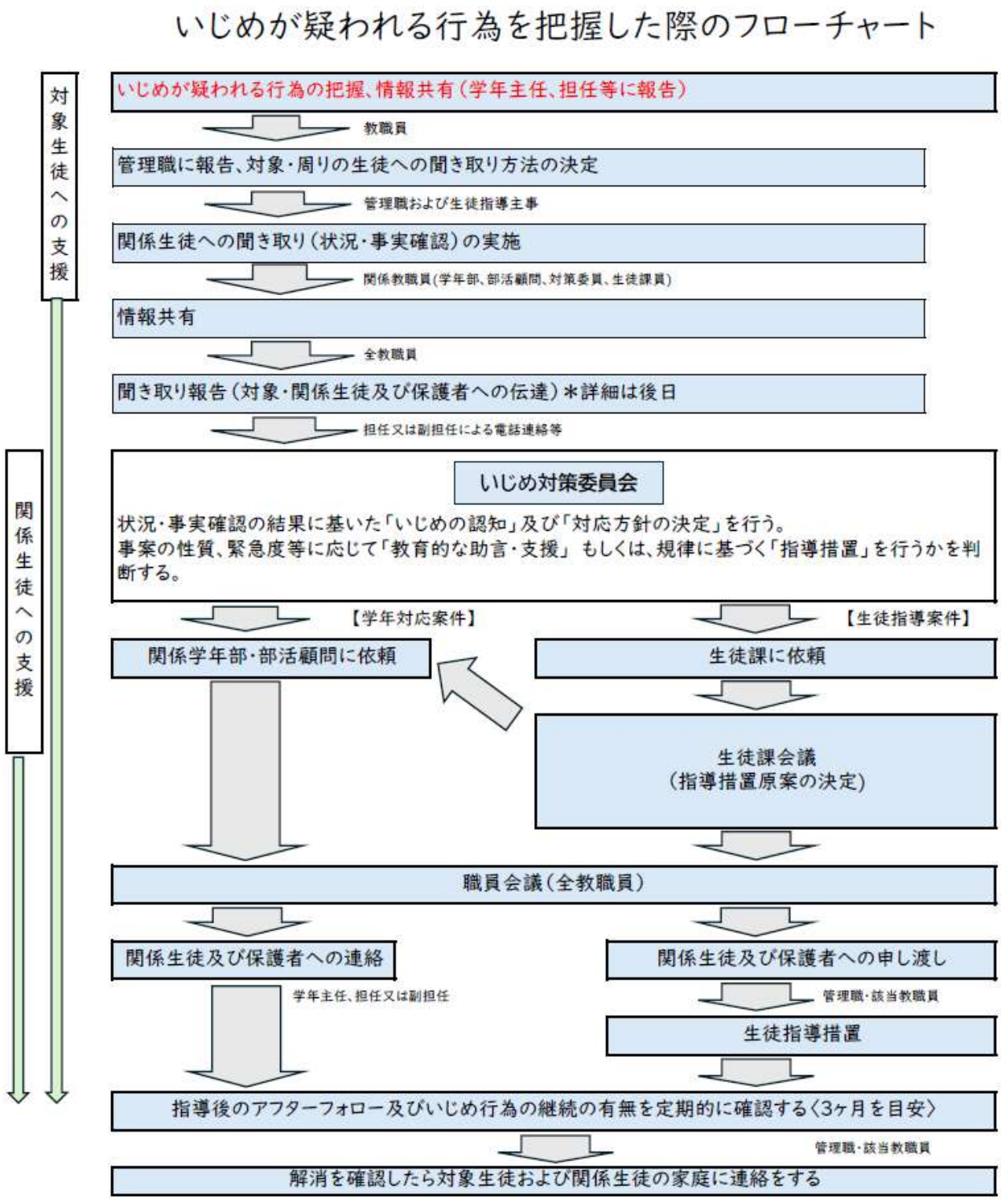
年間を通じて、中学校訪問、個人面接、アンケート実施、三者面談、ＨＲ活動などに取り組み、生徒の状況把握と情報共有を行います。

月	年　間　計　画		
4	個人面接週間・いじめ防止講座	10	いじめアンケート
5	ＨＲデイ・クラス懇談会	11	人権啓発週間
6	いじめアンケート	12	
7	三者面談	1	
8		2	いじめアンケート
9	個人面接週間	3	中学校訪問
通年	LHR「エンカウンター」「ＳＮＳ講座」「いじめや人権に関する講話」など		

第５章　いじめに対する措置

１　いじめ対応のフローチャート

いじめの相談を受けた場合や、いじめが疑われる場合は、以下のフローチャートに沿って速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校全体で組織的対応する。



２　いじめ対策委員会

(1)情報の整理

・いじめの態様（対象生徒、関係生徒、周囲の生徒）の確認と緊急度の把握

(2) 対応（指導）方針の決定

・対象生徒、関係生徒への対応方針を決定する。

・対応（指導）方針の決定が難しい場合には、生徒課と連携する。

・指導の際に留意点を共通認識として確認

(3) 対応措置の実施計画を立てる

・対象生徒、関係生徒および周囲の生徒への指導方針を決める

・状況に応じて保護者や関係専門機関と連携する

３　県教育委員会への報告

いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告する。(管理職)

４　解決に向けた支援・指導・助言

いじめが確認された場合には、その行為をやめさせ、再発防止のために以下の取り組みを継続的に行う。

(1) いじめを受けた生徒等への支援(精神的なフォローなど)

・「最後まで絶対に守る」という姿勢を示し、具体的な計画を立て、全教職員で対象の生徒を保護する。

(2) いじめを行った生徒への指導(関係生徒への成長支援)

・事態の深刻さを認識させ、いじめ行為は許されないものであることを伝える。

・安易な謝罪で完結させるのではなく、今後の自らの生き方や行為によって起こる影響などについても考えさせる。

(3) 周囲の生徒への指導

・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめと同様に被害を受けている生徒を苦しめる行為であることを理解させる。

・他者の行為について相談をするなどの勇気ある行動ができなかった自分を振り返り、再発防止策について考えさせる。

(4) 保護者への対応

・事実を伝え、指導方針と具体策を提示し、再発防止への協力を求める。

・解決まで学校が主導し、解決後も定期的に報告する。

(5) いじめの解消

・いじめに係る行為が少なくとも３か月以上止んでおり、対象生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できたらいじめの解消とする。

５　関係機関との連携

警察やスクールカウンセラーなどの専門機関との協力体制を確立し、状況に応じて連携し対応する。必要に応じて、外部専門家に対して、いじめの解決に向けた計画への参加を求める。万が一、いじめが犯罪行為として認められる場合は、警察に相談し、連携して対応する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察に通報するなど、適切な支援を求める。

第６章　重大事態への対処

１　いじめの重大事態

(1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
　　生徒が自殺を企図、精神疾患の発症、重大な身体障害、金品の奪取など
(2) いじめが原因で、年間 30 日以上の長期欠席や一定期間の連続欠席がある場合
(3) 生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合

２　重大事態についての調査、報告

(1) 速やかに県教育委員会に報告し、指導・支援を受ける。
(2) いじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするために継続的に調査を行う。

３　情報の提供

調査結果をもとに、県教育委員会又は学校は、対象生徒及びその保護者に、事実関係を提供する。

４　広報対応

(1) 情報の収集・広報の窓口を一本化する。
(2) 県教育委員会の指示に従い、事実を正確に伝える。
(3) 個人情報や人権等に最大限に配慮する。
(4) 不明な点はその旨を明確に答え、曖昧な回答は避ける。
(5) 生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、取材への対応に留意する。
　　校内への立ち入り、取材場所、時間など

第７章　困ったときの相談窓口一覧

〇なやみ相談ナビ『はなそっと』（個々に抱える悩みや困り事に対し、適切な相談窓口を検索）

https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kyoiku/hanasot/index.html

〇うちあけダイヤル（以下の３つの窓口を開設）

(1) LINE 相談

14 時～22 時

(2) 24 時間子供 SOS ダイヤル（24 時間対応）

電話：0120-0-78310

(3) 若者こころの悩み相談窓口（24 時間対応）

電話：0800-200-2326

〇教育相談ハロー電話「ともしび」

平日(年末年始を除く)／10 時～17 時　電話:054-289-8686

〇こころの電話（こころの健康や精神医療、アルコール、薬物、思春期等の相談）

月曜日～金曜日：受付時間 8 時 30 分～11 時 45 分、13 時～16 時 30 分

電話：054-285-5560

※平日 17 時以降と土日祝は、「いのちの電話」(静岡)に自動転送

〇焼津市青少年教育相談センター

平日(年末年始除く)／8 時 30 分～17 時

電話：054-631-4346　　メール相談：kyouikusoudan@city.yaizu.lg.jp